

自家用電気工作物保安管理業務に関する細目書

本細目書は、安房郡市広域市町村圏事務組合 自家用電気工作物保安管理業務の仕様書に記載の無いものについて、細目を定めるものとする。

また、仕様書に同様の記載がある場合においては、本細目書に記載のとおり読み替えるものとする。

ただし、記録保存年限等、仕様書側の改定により本細目書との差異が生じない場合は読み替えを行わない。

第1条（契約対象自家用電気工作物の概要）

契約対象自家用電気工作物の概要は別紙1のとおりとする。

第2条（委託業務の内容）

受注者が実施する保安管理業務及びこれに伴い発注者が実施する業務は、次項及び第3項を除き次の各号によるものとする。

- (1) 発注者は、第1条の事業場について受注者の保安管理業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という。）と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された保安業務担当者本人であることを確認すること。
- (2) 受注者の保安業務担当者は、発注者の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、発注者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に記された保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- (3) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (4) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。
- (5) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、第3条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。
- (6) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を発注者に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について発注者に指示又は助言すること。
発注者は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。
- (7) 受注者は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者もしくは東京電力パワーグリッド株式会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・

故障の状況に応じて、受注者は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障の再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、発注者に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。

(8) 電気事業法第 107 条第 4 項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

2 発注者は、前項の受注者に委託する保安管理業務のうち、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する電気工作物については、受注者と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、発注者は、受注者の監督の下に点検等を行い、受注者は、その記録の確認を行う。また、受注者は、発注者の求めに応じ、助言を行うこととする。このほか、受注者は、当該電気工作物の保安について、発注者に対し指示又は助言ができるものとする。

(イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物

(a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器

(e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

(ロ) 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

(a) 立入に危険を伴う場所

(b) 情報管理のため立入が制限される場所

(c) 衛生管理のため立入が制限される場所

(d) 機密管理のため立入が制限される場所

(e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

(ハ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第 1 項によるほか、発注者が確認を行うものとする。

第 3 条 (点検の頻度及び点検項目)

第 2 条第 1 項に定める受注者が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとする。

(1) 月次点検 毎月 1 回

(2) 年次点検 毎年 1 回

(3) 臨時点検 必要の都度

【需要設備】

対象設備等	項目	月次点検	年次点検
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
<受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等		電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無	
<受・配電盤>		接地線等の保安装置の取付け状態	
<接地工事> 接地線、保護管等		<測定項目> 電圧、負荷電流測定	
<構造物> 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等		B種接地工事の接地線に流れる漏れ電流測定	
<非常用予備発電装置> 原動機、発電機、始動装置等		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)の異常の有無
<蓄電池設備>		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
<負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。

・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。

2 第2条第1項に定める発注者の通知を受けて行う工事期間中の点検の頻度は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とする。

3 受注者は、(1)の月次点検のほか、発注者に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととする。

4 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に受注者は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこととする。

(1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。

(2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

5 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

第4条（連絡責任者等）

発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、第1項及び前項による通知の内容変更が生じた場合は、受注者に変更の内容を通知するものとする。

4 発注者は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

5 発注者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

第5条（発注者及び受注者の協力及び義務）

発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

2 受注者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

第6条（代行者）

受注者は、病気その他やむを得ない場合に対処するため、他の電気事業法施行規則に適合する者の中から第1条に定める保安業務を代行する者（以下、「代行者」という。）を選び、その業務を代行させるものとする。

この場合、仕様書第12項に基づき、発注者の書面承諾を要する。

第1項に定める「代行者」は別紙2のとおりとする。

第7条（記録の保存）

受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者及び受注者双方において3年間保存するものとする。

第8条（契約期間内の更改）

発注者及び受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。

- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 非常用予備発電装置の発電機定格出力、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4) 発電所の種類、発電電圧又は出力が変更された場合
- (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- (6) 発注者が保安規程を変更する場合
- (7) 受注者が保安業務手数料等を変更する場合

第9条（契約の解除等）

次のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができる。

- (1) 発注者又は受注者のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
- (2) 発注者が手数料の支払いを遅滞した場合

2 前項のほか、発注者、受注者いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1箇月前までにその旨を文書により通知し、発注者、受注者相互が合意した上で解除できるものとする。

3 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

- (1) 廃止された場合
- (2) 保安管理業務外部委託承認申請の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合もしくは受電電圧が7,000ボルトを超えた場合

- (4) 水力、火力、太陽電池及び風力発電所の出力が 2,000 キロワットを超えた場合
- (5) (4) 以外の発電所にあつては出力が 1,000 キロワットを超えた場合
- (6) 構外にわたる配電線路の電圧が 600 ボルトを超えた場合

第 10 条（絶縁監視装置の設置）

受注者は、本契約に基づき電気工作物の漏電状態を常時監視するため、発注者の承諾を得て、受注者の負担において絶縁監視装置（以下「装置」という。）を設置するものとする。

2 発注者は、装置の設置に必要な場所を無償で提供し、装置の作動に必要な電源を供給するものとする。

3 装置の所有権は受注者に帰属し、契約終了時には受注者の責任において撤去するものとする。

第 11 条（警報発生時の措置）

装置が漏電を検知し、受注者の監視センター等へ警報を送信したときは、受注者は直ちに発注者の連絡責任者にその旨を通知するものとする。

2 受注者は、前項の通知後、必要に応じて速やかに現地に赴き、漏電箇所の確認、応急処置、または原因調査等の必要な措置を講じるものとする。

3 受注者は、警報発生時の対応結果について、速やかに発注者へ報告するものとする。

第 12 条（装置の維持管理）

受注者は、装置が正常に作動するよう、年 1 回以上の定期点検（動作試験、送信試験等）を実施しなければならない。

2 装置に故障または異常を認めたときは、受注者は自らの費用で修理または交換を行うものとする。

第 13 条（点検頻度の特例）

本装置の設置により、経済産業省の告示に基づき月次点検の間隔を延長する場合、受注者はあらかじめ発注者の同意を得て、管轄の産業保安監督部等へ必要な届け出を行うものとする。

2 装置を設置した場合の点検頻度は別紙 3 のとおりとする。

別紙1（第1条関係）

（契約対象自家用電気工作物の概要）

(1) 事業場の名称	(2) 事業場の所在地	(3) 需要設備				
		ア. 受電電圧	イ. 設備容量	ウ. 非常用予備発電装置		
				①発電機 定格出力	②発電機 定格電圧	③原動機の種類
作名浄水場	館山市作名 570 番地の 1	6600V	300kVA	200kVA	200V	ディーゼル
作名取水ポンプ場	館山市山萩 300 番地の 1	6600V	150kVA	—	—	—
山本浄水場	館山市山本 543 番地	6600V	200kVA	180kVA	200V	ディーゼル
増間浄水場	南房総市増間 523 番地	6600V	150kVA	50kVA	200V	ディーゼル
神余浄水場	館山市神余 4320 番地	200V	41kW	80kVA	200V	ディーゼル
佐野浄水場	館山市佐野 99 番地の 32	200V	38kW	50kVA	200V	ディーゼル
大房受水場	南房総市富浦町多田良 1290 番地 133	200V	36kW	100kVA	200V	ディーゼル
山本 2 号井	館山市山本 560 番地	200V	21kW	—	—	—
山本 3 号井	館山市山本 567 番地の 1	200V	7kW	—	—	—
山本 4 号井	館山市安布里 589 番地	200V	13kW	—	—	—
神余高区第 1 配水池	館山市神余 4427 番地の 63	200V	17kW	—	—	—
佐野加圧場	館山市佐野 583 番 25	200V	9kW	—	—	—
神余第 2 加圧ポンプ場	館山市神余 3534 番地	200V	5kW	—	—	—
山本加圧ポンプ場	館山市山本 1806 番地の 3	200V	27kW	—	—	—
御庄加圧ポンプ場	南房総市御庄 268 番の 1	200V	13kW	—	—	—
保台ダム管理棟	鴨川市和泉 2515 番地 2	6600V	130kVA	80kVA	200V	ディーゼル
保台浄水場	鴨川市和泉 2509 番地	6600V	400kVA	300kVA	200V	ガスタービン
横渚浄水場	鴨川市横渚 1342 番地 2	6600V	1000kVA	500kVA	400V	ガスタービン
東町浄水場	鴨川市東町 405 番地 1	6600V	300kVA	140kVA	200V	ディーゼル
奥谷浄水場	鴨川市内浦 3231 番地	6600V	160kVA	175kVA	200V	ディーゼル
御園増圧ポンプ所	鴨川市松尾寺 452 番地 2	6600V	160kVA	90kVA	200V	ディーゼル
大山第 1 加圧ポンプ所	鴨川市金束 261 番地 3	200V	7kW	16kVA	200V	ディーゼル
大山第 2 加圧ポンプ所	鴨川市古畑 90 番地 8	200V	10kW	16kVA	200V	ディーゼル
高鶴配水場	鴨川市上 1448 番地	200V	17kW	45kVA	200V	ディーゼル
富山浄水場	南房総市山田 363 番地	6600V	120kVA	130kVA	200V	ディーゼル
白浜浄水場	南房総市白浜町白浜 7830 番地	6600V	200kVA	130kVA	200V	ディーゼル
白浜ダム	南房総市白浜町白浜 9569 番地	6600V	100kVA	200kVA	200V	ディーゼル
千倉増圧ポンプ場	南房総市千倉町久保 12 番地	6600V	150kVA	120kVA	200V	ディーゼル
小向浄水場ダム	南房総市和田町上三原 1028 番地	6600V	625kVA	350kVA	420V	ディーゼル
鋸南町浄水場	鋸南町元名 1350 番地	6600V	100kVA	120kVA	200V	ディーゼル

別紙2（第6条関係）

保安業務を代行する者

所属 _____

氏名 _____

別紙3（第13条関係）

絶縁監視装置を設置した場合の点検頻度

(1) 事業場の名称	(2) 事業場の所在地	点検頻度	備 考
作名浄水場	館山市作名 570 番地の 1	隔月	
作名取水ポンプ場	館山市山萩 300 番地の 1	隔月	
山本浄水場	館山市山本 543 番地	隔月	
増間浄水場	南房総市増間 523 番地	隔月	
神余浄水場	館山市神余 4320 番地	隔月	絶縁監視装置の設置不要
佐野浄水場	館山市佐野 99 番地の 32	隔月	絶縁監視装置の設置不要
大房受水場	南房総市富浦町多田良 1290 番地 133	隔月	絶縁監視装置の設置不要
山本 2 号井	館山市山本 560 番地	隔月	絶縁監視装置の設置不要
山本 3 号井	館山市山本 567 番地の 1	隔月	絶縁監視装置の設置不要
山本 4 号井	館山市安布里 589 番地	隔月	絶縁監視装置の設置不要
神余高区第 1 配水池	館山市神余 4427 番地の 63	隔月	絶縁監視装置の設置不要
佐野加圧場	館山市佐野 583 番 25	隔月	絶縁監視装置の設置不要
神余第 2 加圧ポンプ場	館山市神余 3534 番地	隔月	絶縁監視装置の設置不要
山本加圧ポンプ場	館山市山本 1806 番地の 3	隔月	絶縁監視装置の設置不要
御庄加圧ポンプ場	南房総市御庄 268 番の 1	隔月	絶縁監視装置の設置不要
保台ダム管理棟	鴨川市和泉 2515 番地 2	隔月	
保台浄水場	鴨川市和泉 2509 番地	隔月	
横渚浄水場	鴨川市横渚 1342 番地 2	隔月	
東町浄水場	鴨川市東町 405 番地 1	隔月	
奥谷浄水場	鴨川市内浦 3231 番地	隔月	
御園増圧ポンプ所	鴨川市松尾寺 452 番地 2	隔月	
大山第 1 加圧ポンプ所	鴨川市金束 261 番地 3	隔月	絶縁監視装置の設置不要
大山第 2 加圧ポンプ所	鴨川市古畑 90 番地 8	隔月	絶縁監視装置の設置不要
高鶴配水場	鴨川市上 1448 番地	隔月	絶縁監視装置の設置不要
富山浄水場	南房総市山田 363 番地	隔月	
白浜浄水場	南房総市白浜町白浜 7830 番地	隔月	
白浜ダム	南房総市白浜町白浜 9569 番地	隔月	
千倉増圧ポンプ場	南房総市千倉町久保 12 番地	隔月	
小向浄水場ダム	南房総市和田町上三原 1028 番地	隔月	
鋸南町浄水場	鋸南町元名 1350 番地	隔月	